

# 入 会 申 込 書

一般財団法人日本米穀商連合会に下欄の通り入会いたします。

【加入申込者】			
名 称			
代表者名	印		
所在地	(〒                    )		
電話番号		FAX 番号	

【会員区分】			
申込に○印	会員区分	年額会費	備考
	団体会員		所属組合員数 店
	一般会員	13,000 円	※所属する全国団体又は推薦者 を下記に記入
	賛助会員	50,000 円	加入口数 口

【下欄は、一般会員（米穀商）の方のみ記入ください】

※(1)所属する全国団体又は(2)推薦する本会会員名のどちらかを記入ください

(1)所属する全国団体（本会賛助会員）	(2)推薦者（本会会員）
全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）	会員名
全国農業協同組合連合会（全農）	
全国主食集荷協同組合連合会（全集連）	
全国米穀工業協同組合（全米工）	

# 入会及び退会規程

一般財団法人日本米穀商連合会

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本米穀商連合会（以下「本会」という。）定款第7条第2項に定める規程に基づき、本会の会員の入会及び退会について、必要な事項を定める。

(入会の手続き)

第2条 定款第6条の(1)団体会員、(2)個人会員及び(3)賛助会員になろうとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 団体会員の場合 入会申込書、団体概要、役員名簿、定款、直近の総会資料
- (2) 個人会員の場合 入会申込書（マイスター受験者は除く）
- (3) 賛助会員の場合 入会申込書

(入会資格審査)

第3条 理事会において入会の可否を決定する。入会不承認の場合は本人に文書で通知する。

(会員の権利の発生)

第4条 会員の権利の発生は、理事会において入会を承認された後、会費の納入をもって発生するものとする。

(退会)

第5条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。  
2 退会日は前項により提出された退会届を理事長が受理した日とする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第6条 会員が年度の途中で会員資格を喪失した場合であっても、当該年度の会費は納入しなければならない。  
2 本会は、会員が納入した会費についてはこれを返還しない。

(その他)

第7条 この規程に定めたもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

**【備考】**

(会費規程に基づく会費額)

- (1) 団体会員の場合 団体所属組合員1店舗につき年額3,000円
- (2) 個人会員の場合 1法人につき、年額13,000円
- (3) 賛助会員の場合 年額1口50,000円

(会員は、本会が行うすべての事業を利用することができます)

- 1) お米マイスター認定事業
- 2) お米マイスター全国ネットワーク活動
- 3) お米HACCP支援事業
- 4) お米マッチング事業
- 5) お米アピール事業(お米の消費拡大・食育活動)
- 6) こども食堂へのお米支援活動
- 7) お米や事業者の経営に関する情報提供活動
- 8) 共同仕入・共同販促・商品斡旋事業
- 9) 共済事業の斡旋
- 10) 行政・関係団体への調整・交渉活動